

(参考資料)

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、【略】</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ(3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)</p> <p>二(五)(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及</p>	<p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、【略】</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ(3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類</p> <p>二(五)(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及</p>

び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り、)

二〇五 (略)

5〇9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第八号様式(昇降機用)又は同様式(昇降機以外の建築設備用)による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)から(4)までに掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(4)までに定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 第一条の三第四項の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り、)

(3)・(4) (略)

二〇三 (略)

び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類

二〇五 (略)

5〇9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第八号様式(昇降機用)又は同様式(昇降機以外の建築設備用)による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)から(4)までに掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(4)までに定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 第一条の三第四項の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類

(3)・(4) (略)

二〇三 (略)

2 5 6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の表三の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二・三 (略)

2 5 7 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。

一 5 十二 (略)

2 5 4 (略)

2 5 6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の表三の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類

二・三 (略)

2 5 7 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第九号に掲げる変更を除く。）が生じる場合において、この限りでない。

一 5 十二 (略)

2 5 4 (略)

第三条の三 第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第一条の三第三項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

第三条の三 第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第一条の三第三項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(参考資料)

○ 建築基準法施行規則 (昭和二十五年建設省令第四十号) (様式) (抄) (傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条) (A4) 確認申請書</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p>㉑ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について <u>14 欄又は別紙に記載して添えてください。</u></p> <p>㉒～㉔ (略)</p> <p>5. ～ 6. (略)</p> <p>第十九号様式 (第四条、第四条の四の二) (A4) 完了検査申請書</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑨ (略)</p>	<p>第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条) (A4) 確認申請書</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～㉑ (略)</p> <p>㉒ <u>14 欄は建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等(型式適合認定・構造方法等の認定を除く。)</u>の番号並びに許可・認定等を受けた日付について <u>記入してください。</u></p> <p>㉓～㉔ (略)</p> <p>5. ～ 6. (略)</p> <p>第十九号様式 (第四条、第四条の四の二) (A4) 完了検査申請書</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～⑨ (略)</p>

⑩ 10欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないことが確かめられた旨の図書を添えてください。

⑪ (略)

5. (略)

第二十六号様式 (第四条の八関係) (A4)

中間検査申請書

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑩ (略)

⑪ 11欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないことが確かめられた旨の図書を添えてください。

5. (略)

(略)

⑩ (略)

5. (略)

第十九号様式 (第四条、第四条の八) (A4)

中間検査申請書

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑩ (略)

5. (略)

(参考資料)

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）
第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）

しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）

一、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一、五（略）
二、五（略）

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）
第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

二、一、二（略）

（用途の変更に対するこの法律の準用）
第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）

においては、同条（第三項及び第五項から第十二項までを除く。）第六條の二（第三項から第八項までを除く。）第六條の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）第七條第一項並びに第十八條第一項から第三項まで及び第十二項から第十四項までの規定を準用する。この場合において第七條第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

二、四（略）